

支出項目 政務活動費 調査研究費

No.1

7 月	年度 日	内容	支出額 (円)	累計額 (円)
4	10	藤沢市（藤沢市で試験的に導入している「歩行者横断点減器」について）	0	0
5	12	埼玉県川口市（「資材置場の設置等の規制に関する条例」の制定経緯及び運用状況について）	8,040	8,040
1	9	品川区児童相談所について（品川区児童相談所）	2,280	9,172
		調査研究費合計	10,320	

政務活動報告書

令和7年4月15日

茅ヶ崎市議会議長

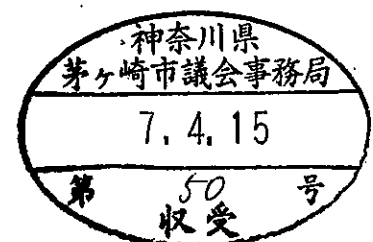
岸 正明 様

(会派名) ちがさき立憲クラブ

(氏 名) 藤本 恵祐

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	令和7年4月10日(木)
目 的 地	藤沢市役所 (藤沢市朝日町1-1)
政務活動の結果(別紙のとおり)	



1 参加議員

藤本恵祐

2 視察日時

2025年4月10日(木) 10時~11時30分

3 視察先

神奈川県藤沢市(道路維持課) ※現場視察含む(藤沢市立新林小学校前横断歩道)

4 視察事項

「歩行者横断点滅機」の試行設置経緯及び運用状況等について

5 視察概要

記録者	藤本恵祐
視察先選定理由	藤沢市では小学校付近の信号機の無い横断歩道において、歩行者の安全を確保するため独自に「歩行者横断点滅機」を試行設置しており、その経緯や運用状況、効果等について研究するため。
藤沢市からの説明 (道路維持課)	事前質問への回答及び補足資料については別添の通り。
考察	・神奈川県内では現在藤沢市のみ設置されている。 【効 果】 ・横断歩道での車両の一時停止率向上には一定の効果が見られる。 【課題等】 ・いわゆる「信号機」では無いため、その適切な使用方法等について、地域住民も含めた丁寧な周知、説明が必要。 ・地域住民以外(車両運転者等)への認知度向上策が課題。 ・過剰な利用による交通渋滞や、利用者の思い違いによる不慮の事故等が発生する可能性がある。 ・当該機器の導入に合わせ路面やガードレール等の整備を行う場合は1ヵ所当たり約1,000万円の費用が必要だったとの説明があり、歩行者の安全確保や児童の交通安全教育が狙いとは言え、費用対効果の面で慎重な検討が必要。

出張旅費計算書

適 用	藤沢市視察 藤沢市朝日町		会 派	ちがさき立憲クラブ			
期 間	令和7年4月10日 1日		出張者 氏 名	藤本 恵祐			
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額 (円)
茅ヶ崎 — 藤沢市役所 自家用車		1	—	8.9	—	—	—
藤沢市役所 — 茅ヶ崎 自家用車				8.9	—	—	—
計		1	—	17.8	0	0	0
合 計	¥0 × 1 人					¥0	

¥0 のため

表中へは入っていない。

政務活動報告書

令和7年5月16日

茅ヶ崎市議会議長

岸 正明 様

(会派名) ちがさき立憲クラブ

(氏 名) 早川 仁美

藤本 恵祐

吉川 ひかり

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	令和7年5月12日(月)
目 的 地 (研 修 地)	埼玉県川口市役所 (埼玉県川口市青木2-1-1)
政務活動の結果(別紙のとおり)	

1 参加議員

早川仁美、藤本恵祐、吉川ひかり

2 視察日時

2025年5月12日(月) 14時～15時

3 視察先

埼玉県川口市(都市計画部 開発審査課)

4 視察事項

「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」の運用状況・効果と、新たな「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」の制定経緯等について

5 視察概要

記録者	藤本恵祐
視察先選定理由	本市では大半が市街化調整区域に指定されている北部地域を中心に資材置場が急増し、景観や衛生悪化、騒音、道路損傷、交通事故リスク(通学路含む)を始め、昨今では火災発生等様々な問題への対応が急務となっている。 そこで、全国に先がけて「資材置場設置規制条例」を制定した川口市を再度視察し、同条例施行後の運用状況・効果と、新条例制定に至った経緯やその狙いについて調査研究を行い、今後の政策提言等に生かして行く。
川口市からの説明	別添資料1、2の通り ※川口市からの提供資料～一部省略
質疑応答内容	別添資料3の通り
考察	・川口市では、乱立する資材置場に関して規制を求める市民の要望を受け、資材置場の新規設置を規制する条例(旧条例)を制定・施行したが、今回同条例を廃止し、資材の適正な保管を求める内容の新条例を制定・施行(2025.10.1)することとした。 ・旧条例制定時の初回視察時点で既設資材置場の規制が不十分との懸念が存在していたが、旧条例の改正ではなく新条例制定により迅速に対処を図った点が特に注目される。 ・本市でも川口市の取り組みを参考に、早急に同等の条例制定等の対策が必要と考える。





令和7年3月28日

開発審査課

資材置場の規制を強化する条例を制定しました

令和4年7月に「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」を施行し、500平方メートル以上の資材置場の新規設置を許可制にするなどの対策を進めてきましたが、既存の資材置場周辺等において、騒音や振動に加え交通上の問題等に起因する周辺住民とのトラブルが継続的に発生している状況が見受けられています。

そのため、資材の屋外保管について必要な規制を行い、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」を新たに制定するものです。

なお、「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」は廃止します。

1 主な内容（別紙概要を参照）

- ① 規制対象の拡大
- ② 手続きの強化
- ③ 許可基準の強化
- ④ 実効性の確保

2 施行日 令和7年10月1日

問い合わせ

開発審査課

（直通電話）048-242-5319

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例の概要

現行条例の規制概要

新たに設置される500平方メートル以上の資材置場に対して、以下の基準を規定

- 幅員4メートル以上の公道に資材置場が4メートル以上接していること
- 資材の倒壊防止措置
- 立入及び振動・騒音の防止のため、資材置場に囲いが設けられていること
- 視認性の確保
- 命令違反に対して、30万円以下の罰金

既存の資材置場周辺等において、住民とのトラブルが引き続き発生していることから、現行条例を抜本的に見直し、必要な規制強化を実施

1. 規制対象の拡大

- 基準面積を100平方メートルを超える場合に引下げ（新規・既存）
- 既存の資材置場に対する許可制を導入するとともに保管に関する基準を適用（掲示板の設置、視認性の確保、騒音等への配慮措置など）

2. 手続きの強化

- 許可の5年更新制の導入（新規・既存）
- 事前協議の実施（新規）
- 資材置場の計画について住民説明の義務化（新規）
- 相談窓口の設置（新規・既存）
- 資材置場使用前の適合確認の実施（新規）

3. 許可基準の強化

- 一定の欠格要件を規定（新規・既存）
- 騒音及び振動が発生する作業時間への配慮（新規・既存）
- 500平方メートル以上の場合、資材置場の区域の境界と囲いの間に2メートルの空地を確保（新規）

4. 実効性の確保

- 関係機関との連携の強化
- 無許可行為や命令違反等に対する罰則の引上げ
（※「30万円以下の罰金」→「1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」）

※令和7年10月1日施行。既存資材置場については、施行後6か月経過時点までに保管基準に適合させるものとする

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例の概要

背景・必要性

市内の資材置場をめぐる現状

- 令和4年7月に500㎡以上の資材置場の新規設置への許可制を創設する条例を施行
- 条例施行から令和6年10月現在までの許可件数は4件にとどまる一方、既存の資材置場周辺等において、騒音・振動や交通上の問題等に起因する周辺住民とのトラブルが引き続き発生している状況

現行制度上の課題

- 条例施行前から存在する資材置場が許可対象ではなく、市として管理者等の情報把握ができておらず、また、管理者に対する強い権限を有していない状況
- 事業者から周辺住民への周知手続や苦情対応が不十分なケースが存在
- 市民の生活安全確保・生活環境保全上の支障が生じないよう基準の見直しが必要

現行条例を抜本的に見直し、既存の資材置場や小規模な資材置場を含めた包括的な規制とするとともに、市民の生活安全確保及び生活環境保全のために必要な規制強化を実施

見直しの概要

1 既存資材置場等を含む包括的規制

- 既存の資材置場に対する許可制の創設

※立地基準・構造基準は適用除外。保管基準は6か月間の準備期間を確保

○許可対象となる資材置場の面積の引下げ（500㎡→100㎡未満）

基準を遵守した資材置場のイメージ

【保管基準】
悪臭・灰塵による生活環境
保全上の支障が生じない
ような措置を講ずること

【保管基準】
火災の発生等を防止する
措置を講ずること

【保管基準】
堆積される資材は高さの
制限を設けないこと

【構造基準】
（新規設置の場合）



○適正な管理が継続されるよう、許可を5年更新制とする

※一定の資材置場は許可の対象外

2. 国民説明手続の強化

- 資材置場の新規設置時の住民への周知手続を義務化
- 既存資材置場を含め苦情等の相談窓口の設置の義務化

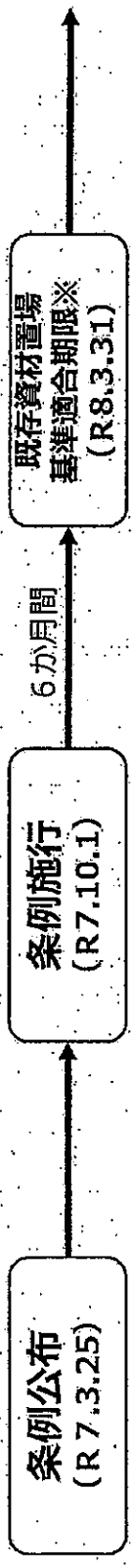
3. 許可基準の見直し

- 不適正な事業者を排除するため一定の欠格要件を設ける
- 許可基準を立地基準・構造基準・保管基準に分類し、保管基準については既存資材置場にも適用
- 保管基準において、外部からの視認性の確保や騒音・振動が生じる場合は生活環境保全上の配慮等を義務づけ
- 立地基準において、幅員4m以上の一定の道路への接道を義務づけ（500㎡以上の資材置場に限り）
- 構造基準において、区域の境界と囲いの間に2mの空地確保を義務づけ（500㎡以上の資材置場に限り）等

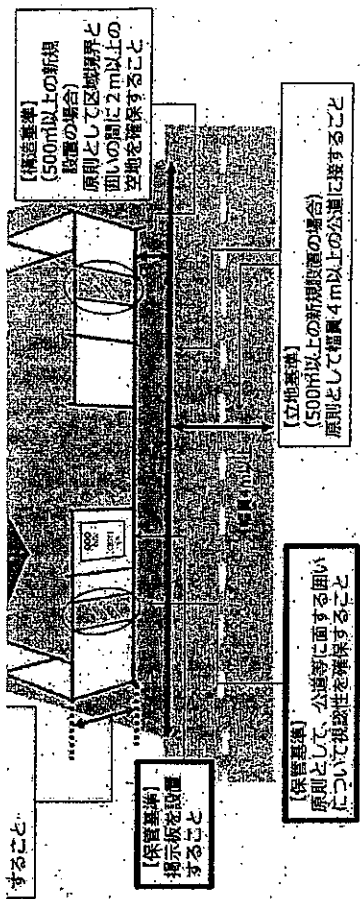
4. 実効性の確保

- 抑止力として機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する罰則の引上げ
（「30万円以下の罰金」→「1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」。）
- 関係機関と連携したパトロールの強化
- 資材置場の新規設置時の事前協議を義務化し、関係法規への適合状況等を確認

今後のスケジュール



※既存資材置場については、施行後6か月以内に市に届出を行うとともに、施行後6か月経過時点までに保管基準に適合させるものとする



2025年5月12日
ちがさき立憲クラブ

川口市視察(第2回)質疑応答記録 →が川口からの回答

以下、「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」を新条例、「川口市資材の適正な屋外保管に関する条例」を新条例と表記する。

1. 旧条例制定以降の効果について

- (1) 旧条例制定以降設置を許可した件数
→6件のみ。既設置場が約800ヵ所であることから抑止効果ありと判断。

2. 旧条例運用の実務について

- (1) 申請から許可までの期間
→事前相談を含め概ね1ヵ月程度
- (2) 条例に基づく立入検査の実施・受け入れ状況
→行政指導として適宜実施
- (3) 監視・パトロール体制の強化、庁内連携体制
→課員を2名増員。環境部とも連携して週4回の地区別巡回パトロールを実施
- (4) 警察等関係機関との連携
→適宜連携(警察の出動機会は僅少)
- (5) 条例違反事例の発生状況と対応
→新規に設置された資材置場での明確な違反事例無し

3. 旧条例運用時の諸課題と対応について

- (1) 旧条例制定前に設置された資材置場の状況
→実効的な規制が難しく、市民からのクレームが続いた
- (2) 野焼・火災の発生状況と対応
→既設資材置場を含め該当事案無し
- (3) 違法建築物の設置状況と対応
→適宜行政指導で対応

4. 旧条例廃止及び新条例制定について

- (1) 経緯

- 既設の資材置場にも規制の網をかぶせるべく、新条例制定に踏み切った
- (2) 施行規則の制定
 - 現在準備中
- (3) 新条例のポイント
 - 資材置場の設置自体を規制するものではなく、置場での「資材の適正保管」を主眼とする条例とし、既設置場にもその規制効果が及ぶよう工夫した
 - 違反時の罰則を拘禁刑1年、罰金 100 万円(最大額)に引き上げ。検察庁からも特に異議なし
 - 従来多かった騒音苦情については、資材置場の運用に関する計画書を徴取する際に、作業時間を適正なものにする等の指導を実施して対処
 - 許可の更新期間は5年(施設の更改タイミング等を考慮)
 - 新規設置の許可基準を旧条例の 500 m²以上から 100 m²以上に引き下げ(100 m²以下の置場は僅少)
- (4) 新条例施行に向けた準備
 - 航空写真も活用して全資材置場の位置を確認し、新条例制定の告知(多言語チラシ)を実施しつつ、必要な届け出(設置者情報)や管理責任者看板設置等の要請を集中的に実施
 - ※期限内に届け出が無い場合は無許可設置扱いとなる
- (5) 改正に伴うパブリックコメントでの主な意見
 - 肯定的な意見が大半
- (6) 改正に伴う事業者・住民との意見交換やヒアリング等の実施状況
 - 特に実施せず(パブコメのみ)
- (7) 議会の反応
 - 肯定的な意見が大半

5. 埼玉県内他自治体の動向について

→県内他市からの照会あり(類似条例の制定実績は無し)

6. 埼玉県との連携等について

- (1) 「埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」(R7.1.1 施行)との連動
 - 再生資源だけの置場の場合は県条例を適用。それ以外の資材を保管する置場については川口市の新条例が適用される

・以上

出張旅費精算書

適 用	埼玉県川口市役所 埼玉県川口市青木		会 派	ちがさき立憲クラブ			
期 間	令和7年5月12日 1日間		出 張 者 氏 名	早川 仁美、藤本 恵祐、吉川 ひかり			
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額 (円)
茅ヶ崎 — 赤羽 JR東海道本線		1	—	74.4	1,340	—	1,340
赤羽 — 川口 JR京浜東北・根岸線						—	
川口 — 赤羽 JR京浜東北・根岸線				74.4	1,340	—	1,340
赤羽 — 茅ヶ崎 JR東海道本線						—	
計		1	—	148.8	2,680	0	2,680
	日 数			単 価(円)		金 額(円)	
参加費	1			0		0	
お土産代	1			2,656		2,656	
合 計	¥2,680 × 3 人＋お土産代					¥10,696	

出張旅費計算書

適 用	埼玉県川口市役所 埼玉県川口市青木		会 派	ちがさき立憲クラブ			
期 間	令和7年5月12日 1日間		出張者 氏 名	早川 仁美、藤本 恵祐、吉川 ひかり			
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額 (円)
茅ヶ崎 — 赤羽 JR東海道本線		1	—	74.4	1,340	—	1,340
赤羽 — 川口 JR京浜東北・根岸線						—	
川口 — 赤羽 JR京浜東北・根岸線				74.4	1,340	—	1,340
赤羽 — 茅ヶ崎 JR東海道本線						—	
計		1	—	148.8	2,680	0	2,680
	日 数		単 価(円)			金 額(円)	
参加費	1		0			0	
合 計	¥2,680 × 3 人					¥8,040	

政務活動報告書

令和8年3月31日

茅ヶ崎市議会議長
岸 正明 様

(会派名) ちがさき立憲クラブ

(氏 名) 早川 仁美

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	令和8年1月9日
目 的 地 (研 修 地)	品川区児童相談所 (東京都品川区北品川3-10-9)
政務活動の結果 (別紙のとおり)	



ちがさき立憲クラブ視察報告書

2026年3月31日

1. 視察日時
2026年1月9日10時～12時
2. 視察先
東京都品川区立品川児童相談所
3. 視察項目
品川区立児童相談所の現地視察
4. 視察概要

	(報告者早川仁美) 【品川区立児童相談所概要】 品川区立児童相談所は、2024年10月に開設された区独自の専門機関（北品川3-10-9）。 18歳未満の子どもに関する虐待対応、家庭支援、里親支援、障害相談などをワンストップで行い、学校や保健機関と連携して迅速な子どもの安全確認と専門的な相談・援助を提供する。 The flowchart '相談から支援の流れ' (Flow from Consultation to Support) details the following process: Initial Contact: Involves '子ども本人' (Child), '保護者・近隣の方' (Guardian/Neighbors), and '関係機関' (Related Organizations). 品川区児童相談所 (Shinagawa Children's Consultation Center): - 緊急受理会議 (Emergency Reception Meeting) - 子どもの安全確認 (Child Safety Confirmation) - 調査(情報収集・訪問) (Investigation/Information Collection/Visits) - 立入調査 (On-site Investigation) - 一時保護 (Temporary Protection) - 診断 (Diagnosis): Includes 社会診断 (Social), 心理診断 (Psychological), 医学診断 (Medical), and 行動診断 (Behavioral). - 援助方針会議 (Aid Policy Meeting) External Processes: - 児童福祉審議会 (Children's Welfare Review Committee) with '諮問' (Consultation) and '答申' (Response). - 家庭裁判所 (Family Court) for '申立' (Petition) and '審判' (Judgment). - 関係機関 (Related Organizations) for '連携・協働' (Cooperation/Partnership). Outcomes: - 養育家庭や施設などでケアを受けながら生活する (Living with care in foster families or facilities). - 家庭再統合のためのプログラムなどへ参加する (Participating in programs for family reunification). - 家庭で生活する (Living in the family). Support Network: - 子ども家庭支援センター (Child Family Support Center) - 学校、幼稚園、保育園 (Schools, Kindergartens, Nurseries) - 児童センター (Children's Center) - 福祉事務所 (Welfare Office) - 民生委員・児童委員、主任児童委員 (Municipal Welfare Officers, Children's Welfare Officers, Chief Children's Welfare Officers) - 保健センター (Health Center) - 警察 など (Police, etc.) これまでの東京都児童相談所との違いは、区内の関係団体との連携がとりやすくなった。また、区内にあることで、身近な相談窓口として区民に認識してもらいやすいなどのメリットがある、一方、人材の確保は困難。都内は、区立児童相談所が増加しているため、神奈川県からも人材が流れていた。 新しい建物だったが、開設してみるといろんなトラブルがあったので、その都度変更をしているとのことでした。
--	--

考 察	2016 年の児童福祉法改正で、区や中核市でも設置出来るようになり東京都 23 区では区立児童相談所の設置が増えてきました。身近な相談場所として区民が相談しやすい環境が整備され、地域の関係団体との連携はこれまで以上にしやすくなったとのことをお聞きしました。茅ヶ崎市は、児童相談所は藤沢市の神奈川県中央児童相談所であるため地理的にとても不便です。 前市長時代に中核市構想がありましたが、児童相談所の設置には専門人材の確保の困難であることから後ろ向きであったと記憶しています。 令和 6 年から子ども家庭センターを茅ヶ崎市は設置しました。切れ目のない子育て支援、児童虐待、里親、ヤングケアラー等を新たに配置された「統括支援員」を中心に、児童相談所と連携しながら運営をしています。児童相談所の市単独の設置は現段階では難しいとしても、この子ども家庭センターが統括支援員の元、機能的に運用されることが求められます。また、その人選は、こどもに関する専門的な知識を有する人材が望ましいと考えます。
------------	--

出張旅費計算書

適 用	品川区児童相談所について			会 派	ちがさき立憲クラブ		
	東京都品川区北品川						
期 間	令和8年1月9日			出張者 氏 名	早川 仁美		
	1日						
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額 (円)
茅ヶ崎 — 品川 JR東海道本線		1	0	51.8	990	—	2,280
品川 — 新馬場 京急本線				1.4	150		
新馬場 — 品川 京急本線				1.4	150		
品川 — 茅ヶ崎 JR東海道本線				51.8	990		
計		1	0	106.4	2,280	0	2,280
	日 数			単 価(円)		金 額(円)	
参加費	1			0		0	
合 計	¥2,280 × 1 人					¥2,280	